世界観光機関(UN Tourism)賛助加盟員（アフィリエート・メンバー）プログラム

- 加盟手続(申請用) －

※2024年1月9日時点におけるスケジュール

申請に必要な書類
①申請書（UN Tourism Affiliate Membership Application form）
②世界観光倫理憲章への同意書
（declaration of commitment to the Global Code of Ethics for Tourism）
③UN Tourism憲章への同意書（acceptance of the Statutes of the Organization）
※②③はUN Tourism本部よりテンプレートを送付
④政府観光当局発給公式推薦状（Letter of official support）
※こちらは日本政府（観光庁）より直接UN Tourism本部に提出されます。

①申請書の提出について
以下にアクセスしてください(UN Tourism本部の賛助加盟員申請フォームにジャンプします）。
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSclm-WSkoC6k1biaMrnzROz9208LBGJtgfiRx0g2fcFhuIU5A/viewform

ページが開きましたら下の方までスクロールダウンして、メールアドレスと言語を選択してください。

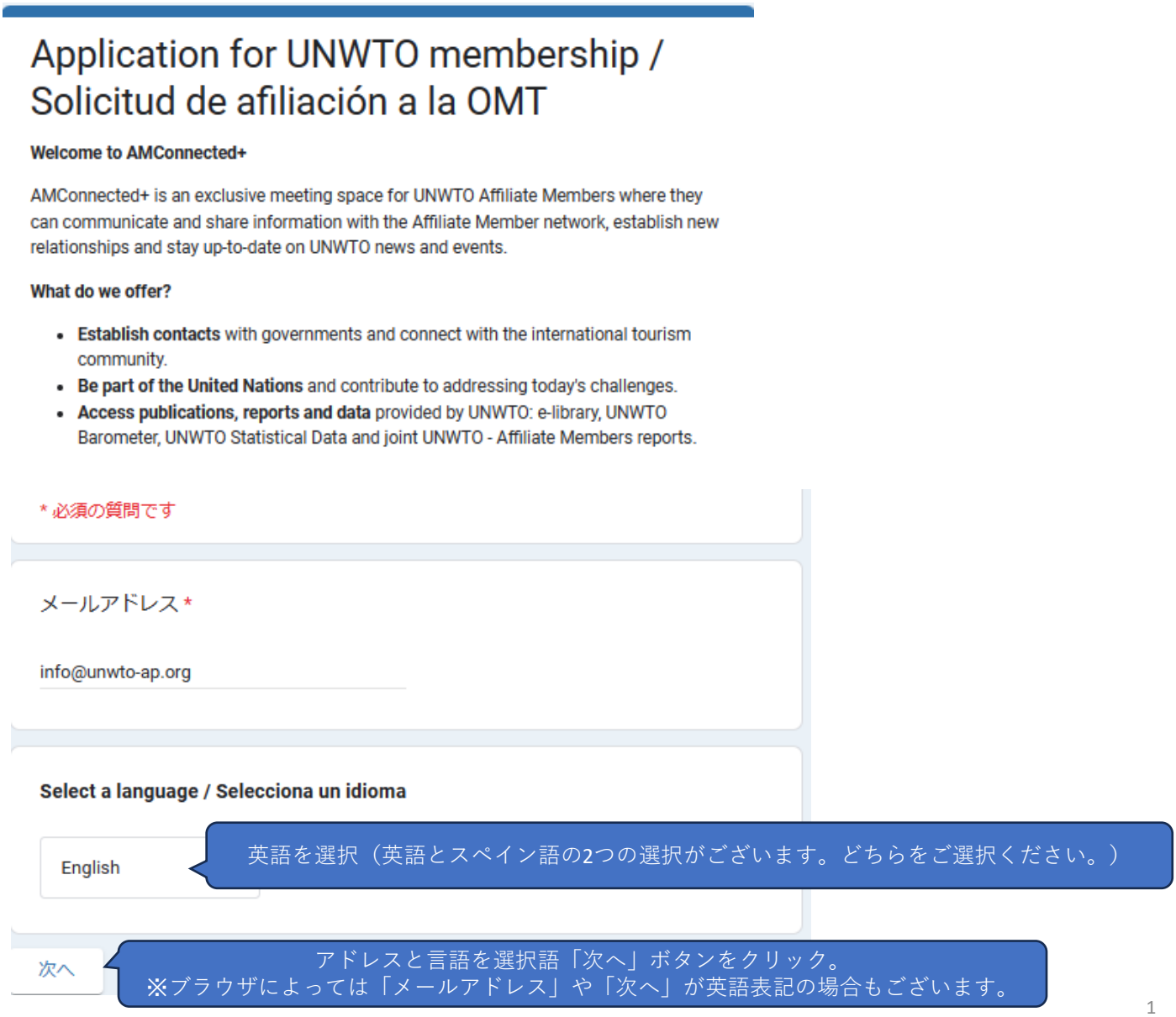

ページが切り替わりましたら、引き続き質問事項が表示されますので回答ください。

Application for UNWTO membership / Solicitud de afiliación a la OMT

jyoshida205@gmail.com アカウントを切り替える

* 必須の質問です

English

General information

Name of the entity *
State clearly the legal registered name of your entity.

回答を入力

Commercial name of the entity
Please indicate the commercial name of the entity in case it is different from the legal name.

回答を入力

Description *
Write the objectives and main activities of your organisation, entity or company.

最後に”send”をクリックいただくと以下のメッセージが表示されます”

Application for UNWTO membership / Solicitud de afiliación a la OMT

Se ha registrado tu respuesta

別の回答を送信

④政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)について

AMDにおける①～③の確認後、UN Tourism本部より観光庁へ公式推薦状の発行が依頼され、
観光庁にて政府観光当局発給公式推薦状(letter of official support)が発行されます。

※公式推薦状を観光庁からUN Tourismへ発出する前に一度、観光庁およびUN Tourism駐日事務所による説明会を実施致しますので、観光庁から加盟申請団体様へ連絡がございます。説明会の際には、申請書に記載いただいた「Description」の和訳を提出ください。

説明会では、国内賛助加盟員に参加いただく「UN Tourism活用検討会」のご案内等の諸説明をさせていただきます。以下ご準備ください。

公式推薦状は観光庁において発行のうえ、AMDへ直接送付されます。
※加盟申請団体様に対応いただく必要はありません。

⑤承認手続について

※賛助加盟は、UN Tourism執行理事会（年2回開催）による仮承認を経て、UN Tourism総会（2年に1回開催）により本承認されます。
　すべての資料の締切はUN Tourism執行理事会開催前の6週間前となり、それ以降の提出となった場合、
　次回の執行理事会での審査となります。申請いただくタイミングやその他の内部プロセス等により、
　直近の執行理事会で申請いただくことが叶わない場合がございます。あらかじめご了承ください。

UN Tourism執行理事会（※）開催時の「賛助加盟員審査委員会」による仮承認
　仮承認通知書が届き次第、UN Tourism賛助加盟員として各種プログラムに参加可能となります。
　（※）次回は第121回UN Tourism執行理事会 （開催予定時期：2024年上半期（5月又は6月予定））

UN Tourism総会（※）による本承認
　本承認後、UN Tourismから加盟申請者に承認通知が送付されます。
　本承認後、申請団体様は、承認通知書のPDFを観光庁、UN Tourism駐日事務所へそれぞれ送付下さい。
　当年12月までの年会費月割按分が請求されます。（2024年€2700, 2025年€2900）
　（※）次回は第26回UN Tourism総会 （開催予定時期：2025年、開催予定地：サウジアラビア）

【担当窓口】

加盟申請書類及びプログラムについてのお問い合わせ先

世界観光機関（UN Tourism）駐日事務所
(一般財団法人アジア太平洋観光交流センター)
Email: info@UN Tourism-ap.org / TEL: 0742-30-3880　担当：吉田

公式推薦状についてのお問い合わせ先

国土交通省 観光庁国際関係参事官室
Email: hqt-UN Tourism@gxb.mlit.go.jp / TEL: 03-5253-8922（直通）